

# 保険金の請求手続きについて

## 1. 保険金のお支払いについて

海外旅行保険の保険金のお支払いは原則として帰国後、日本国内で円貨にてお支払いいたします。海外総合サポートデスク(またはキャッシュレス・メディカル・サービス)をご利用の場合は、治療実費は保険金額を限度に東京海上日動火災保険㈱または同社の提携会社より病院に直接支払われますので、帰国後の保険金請求手続きは不要です。処方薬購入費、交通費など、立替の費用がある場合は、帰国後に保険金請求手続きをお取りください。

## 2. 保険金の請求に必要な書類(海外旅行保険・国内旅行傷害保険・ショッピングプロテクション保険)

**【重要&お願い】**  
 保険金のご請求に関しては、旅行保険付帯のクレジットカードを複数所持、または任意の保険にご加入の場合、必ずその旨を保険金請求書にご記入ください。

ご請求になる 保険金の種類	ショッピング プロテクション	海外旅行								国内旅行				
		傷害		傷害 治療 費用	疾病 治療 費用	賠償責任		携 行 品 損 害	救 援 者 費 用	傷害		入 院 保 険 金	手 術 保 険 金	通 院 保 険 金
		死 亡	後 遺 障 害			対 人	対 物			死 亡	後 遺 障 害			
必要書類														
保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日本出入国日およびご本人のお名前を確認できる書類		○	○	○	○	○	○	○	○					
事故証明書 (公の機関発行のもの。 やむをえないとき第三者のもの。)	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎			
医師の診断書			○	○	○					○	○		○	
治療費の明細書および領収書				◎	◎									
示談書または念書						◎	◎							
第三者の損害を証明する書類						◎	◎							
損害物件の修理見積書または修理領収書	◎						◎	◎						
損害物件の写真	◎							◎						
購入時の価格・購入先を示す書類	◎							◎						
救援者費用の明細書および領収書									◎					
3日ないし7日以上入院証明書										○				
死亡診断書または死体検案書		○									○			
被保険者の除籍簿の戸籍謄本およびすべての法定相続人の戸籍謄本・印鑑証明		◎									◎			
その他必要と認められる書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- ※ ◎印は原本(オリジナル)をご提出ください。
- ※ 傷害後遺障害については、日本の医師が発行した診断書をご提出ください。
- ※ 診断書・事故証明書などの発行手数料は、保険金お支払いの対象外です。ただし、海外旅行保険のご請求で東京海上日動に提出用の診断書の発行手数料はお支払いの対象ですので、診断書原本をご提出ください。
- ※ 海外治療費用について、治療実費が10万円を超える場合に医師の診断書をご提出ください。ただし、保険金請求額が10万円以下の場合であっても、診断書のご提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 盗難事故の場合は事故証明書が必要となりますので、警察へ届け出てください。警察に行けない場合は、第三者の証明が必要です。
- ※ 盗難により携行品損害の保険金を請求する場合は、当該携行品購入時の領収書や保証書などの提出が必要です。これが困難な場合は保険金をお支払いできない場合があります。
- ※ 海外旅行において、自動化ゲートの利用により、パスポートに出入国スタンプが押印されていない場合は、搭乗券半券や旅行会社作成の日程表などが必要です。
- ※ 事故の日から、原則30日以内に東京海上日動火災保険㈱、または㈱ゆめカードまでご連絡ください。
- ※ 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ※ 事故内容により、調査を実施させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。